

第百五十四回国会

# 参議院総務委員会會議録第十三号

平成十四年四月二十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十九日

補欠選任

後藤 博子君

平野 貞夫君

岩城 光英君

渡辺 秀央君

出席者は左のとおり。

委員長

田村 公平君

理事

景山俊太郎君

谷川 秀善君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

委員

岩城 光英君

小野 清子君

日出 英輔君

森元 恒雄君

山内 俊夫君

高嶋 良充君

高橋 千秋君

内藤 正光君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

木庭健太郎君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

松岡満壽男君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

片山虎之助君

事務局側

常任委員会専門員 入内島 修君

本日の會議に付した案件

○地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、共済給付金の給付水準の適正化等の措置を講ずることにより、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、退職年金の年額の算定基礎を退職前一年間の標準報酬年額から退職前十二年間の平均標準報酬年額に改めることとしております。

第二に、年金算定基礎率をこれまでの八割に引き下げ百五十分の四十にするとともに、加算率についても百五十分の〇・八とすることとしております。

第三に、他の公的年金制度との重複期間に係る退職年金の年額の控除率を百分の二十五から百分の四十に引き上げることとしております。

第四に、退職一時金の給付率をこれまでの八割

に引き下げ、在職年数に応じて掛金総額の百分の五十六から百分の七十二にすることとしております。

以上のほか、必要な経過措置等を定めることとしております。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(田村公平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百六十一條第二項中「標準報酬年額」を「平均標準報酬年額」に、「一年間」を「十二年間」に改め、「総額」の下に「を十二で除して得た額」を加え、「百五十分の五十」を「百五十分の四十」に、「百五十分の一」を「百五十分の〇・八」に改め、

同条第四項中「標準報酬年額の百分の一・四」を「平均標準報酬年額の百分の一・二」に改める。第百六十一條の第二項中「百分の二十五」を「百分の四十」に改める。

第百六十一條の第三項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「百分の七十」を「百分の五十六」に改め、同項第二号中「こえ」を「超え」に、「百分の八十」を「百分の六十四」に改め、同項第三号中「こえ」を「超え」に、「百分の九十」を「百分の七十二」に改める。

第百六十二條第二項中「あつては第百六十一條の規定により」を「あつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十一條第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した」に改め、「在職期間一年未満の者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十一條第二項の標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した金額とし、」を削る。

第百六十四條の二を次のように改める。

第百六十四條の二 退職年金は、その年額が国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第十五條の二第一項本文に規定する互助年金の停止の措置に係る普通退職年金の年額を超えない範囲内で政令で定める金額(以下この条において「支給停止基準額」という。以上であつてこれを受ける者の前年における所得金額(退職年金並びに地方自治法第二百三條に規定する報酬、費用弁償及び期末手当に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。以下この項において同じ。)

が七百万円を超えるときは、退職年金の年額と前年における所得金額との合計額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額の合算額に相当する金額の支給を停止する。

一 支給停止基準額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に二を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の三十五

二 支給停止基準額に二を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に三を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の四十五

三 支給停止基準額に三を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に四を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の四十五

四 支給停止基準額に四を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に五を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の五十五

2 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。

3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法の課税総所得金額の計算に関する規定の例による。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二 次の二の次に次を加える。

(資料の提供)  
第七十条の三 共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、地方議会議員が有する第六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(共済給付金に関する一般的経過措置)  
第二条 改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新共済法」という。）の規定（第七十条の三の規定を除く。）及び附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下この条において「共済給付金」という。）（施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者に係る公務傷病年金及び施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者で退職年金又は公務傷病年金を受けていたものに係る遺族年金（以下この条において「特定公務傷病年金等」という。）を除く。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた共済給付金及び施行日以後に給付事由が生じた特定公務傷病年金等については、なお従前の例による。

(平均標準報酬率の算定に関する経過措置)  
第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間が十二年に満たない場合における新共済法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定の適用については、新共済法第六十一条第二項中「十二年間」とあるのは、「平成十四年四月以後の期間に限る。」と、「十二年で除して」とあるのは、「平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは、「平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間」とする。

(施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に関する経過措置)  
第四条 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する新共済法第六十一条第二項

及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「百五十分の四十」とあるのは「百五十分の四十五」と、「百五十分の〇・八」とあるのは「百五十分の〇・九」と、同条第四項中「百分の一・一二」とあるのは「百分の一・二六」とする。

2 施行日前に地方議会議員であった期間（施行日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎となつた期間を除く。）を有する者に対する新共済法第六十一条の三第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十六」とあるのは「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十四」とあるのは「百分の七十二」と、同項第三号中「百分の七十二」とあるのは「百分の八十一」とする。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置)  
第五条 新共済法第六十一条の二第一項に規定する者が施行日前の同項に規定する重複期間（以下この条において「重複期間」という。）を有するときは、その者に係る退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、新共済法第六十一条第二項の規定により算定した退職年金の年額（以下この条において「退職年金基本年額」という。）から、次の各号に掲げる金額の合算額を控除した金額とする。

一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額  
二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)  
第六条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第四條第一項の規定により読み替えられた地方公

務員等共済組合法」に、「百五十分の五十」を「百五十分の四十五」に改め、同項の表中「百五十分の三十三」を「百五十分の三十」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十七」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の四十一」に改める。

(政令への委任)  
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案  
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(趣旨)  
第一条 この法律は、地方公共団体の一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用に関する事項について定めるものとする。

(定義)  
第二条 この法律において「職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四條第一項に規定する職員（法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く。）をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(任期を定めた採用)  
第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的

な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

#### (任期)

第四条 前条第一項又は第二項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

第五条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「特定任期付職員」という。)又は第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「一般任期付職員」という。)の任期が五年に満たない場合にあつては、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

い範囲内において、その任期を更新することができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合に、人事委員会の承認を得なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により任期を更新する場合について準用する。

#### (任用の制限)

第六条 任命権者は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の規定により特定任期付職員又は一般任期付職員を他の職に任用する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「寒冷地手当」の下に、「特定任期付職員業績手当」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「寒冷地手当」の下に、「特定任期付職員業績手当」を加える。

(弁護士法の一部改正)

第四条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「若しくは自衛隊法」を「自衛隊法」に改め、「任期付職員」の下に「若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第号)」第五條第一項に規定する特定任期付職員若しくは一般任期付職員」を加える。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)

第五条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第号)の規定は、地方公務員である教員には適用しない。

(地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正)

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の適用除外)

第七条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第号)の規定は、研究業務に従事する職員には適用しない。

平成十四年四月二十六日印刷

平成十四年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局